

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年6月5日現在

機関番号:12601

研究種目:研究活動スタート支援

研究期間:2011~2012 課題番号:23820018

研究課題名(和文) 共生の観点からみる中世後期ドイツ都市における聖職者の役割

- 教区主任司祭を例に

研究課題名(英文) The "Symbiotic" Relationship between the City and the Clergy in

the Medieval German City: A Case Study of the Role of the Parish Priest.

研究代表者

原田 晶子 (HARADA, AKIKO)

東京大学・大学院総合文化研究科・教務補佐員

研究者番号: 70608653

研究成果の概要(和文):中世ドイツ都市史研究では、長い間、法的特権を持つ聖職者は都市の中の異分子と考えられ、対立の構図で描かれてきた。しかし近年、中世後期の都市を「聖なる共同体(注:市参事会は市民の宗教生活にも責任を負っているという意)」とみなす概念が受け入れられつつあり、都市と聖職者の関係も再考を迫られている。このような研究動向を考量して、本研究では都市と聖職者の関係を、従来あまり注目されてこなかった教会組織の末端に位置する教区主任司祭の活動に着目し、「共生」という観点から考察し直した。

研究成果の概要(英文): In the Study of the medieval German city, the clergy were long considered to be "foreign bodies" because of their legal privileges. Therefore, the relationship between the city and the clergy was described as a "conflict model." Recently, however, the characterization by B. Moeller of the late medieval urban community as a "sacred society" has been accepted as being useful for the study. Thus it is necessary to reconsider the relationship between the city and the clergy. This research examined activities of the parish priesthood which has caught little scholarly attention because of its lowest position in the church institution, and revaluated its relationship with cities as a case of "symbiotic."

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2011年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2012年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
総計	2, 300, 000	690, 000	2, 990, 000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目:史学(西洋史)

キーワード:西洋史・中世史・ドイツ史・都市史・社会史・教会・聖職者・キリスト教

1. 研究開始当初の背景

中世ドイツ都市史研究において、都市裁判権からの治外法権、都市賦役からの免除といった法的特権を持つ聖職者は都市の中の異分子、都市発展の阻害要因とみなされ、長らく研究の主眼は都市と聖職者の対立に置かれてきた。しかし近年、市参事会は市民の宗教世活にも責任を負っているという意味に

おいてメラーが示した「聖なる共同体」という都市像が受け入れられつつあり、都市と聖職者の関係も再考を迫られている。本研究では長期の現地調査が必要である未刊行史料の分析から、教区主任司祭の活動内容の明らかにし、都市と聖職者の共生的関係という観点から新しい中世都市社会像の提示を試みたいと考えた。

2. 研究の目的

ドイツ中世都市の教会に関して現在第一 人者である E. Bünz の論文,Klerus und Bürger. Die Bedeutung der Kirche für die Identität deutscher Städte Spätmittelalter", in: G. Chittolini/P. Johanek (Hg.), Aspekte und Komponenten der städtischen Identität in Italien und Deutschland (14. - 16. Jahrhundert), Bologna/Berlin 2005, S. 351 - 389 ∜ F. Schmieder, Die mittelalterliche Stadt, Darmstadt 2005 において、B. Moeller が『帝 国都市と宗教改革』(邦訳 1990年)の中で用 いた「sakrale Gemeinschaft (聖なる共同体)」 という宗教改革前夜の中世都市に対する概 念の有効性が評価され、都市と聖職者の関係 も再考を迫られている。(※メラーの言う 「saklar (聖なる)」とは、中世後期の都市 では市参事会が市民の宗教世活にも責任を 負っており、その意味で中世後期の都市があ る種の宗教的な共同体という性格を帯びた 「corpus christianum im Kleinen (小さな キリスト教共同体)」であったことを意味す る。) 15 世紀の史料には多くの聖職者批判が 現れるが、これらの批判に聖職者の存在その ものを否定する考えはなく、教区主任司祭の 司牧能力の欠如こそが激しい非難の対象に なっていた。したがってこの聖職者批判は、 市民生活においてむしろ司牧が必要不可欠 であった証であると Bünz も Schmieder も指 摘している。また Schmieder は、市民と聖職 者における「Symbiose (共生)」の関係を過 小評価してはならないと述べ、Bünz も共生と いう言葉こそ使っていないが類似の指摘を している。しかし Schmieder の文献は概説書 であり、Bünz の論文も都市のアイデンティテ ィーをテーマにしたシンポジウムでの報告 原稿であって、双方とも提言するにとどまり、 実証的な研究は行っていない。そこで本研究 では、「対立」ではなく「共生」の観点から、 中世都市と教会の関係再考のための実証的 研究を行ったが、その際、教区教会の長であ る主任司祭(Pfarrer)に着目した。

教会史の分野では、組織の末端である教区教会の聖職者を対象とした研究はほとんど存在しない。中世都市の教区主任司祭に関する研究でドイツ全体を視野に入れたものとしては、いまだにD. Kurze, Pfarrerwahlen im Mittelalter. Ein Beitrag zur Geschichte der Gemeinde und des Niederkirchen-wesens, Köln/Graz 1966 が基本文献であり、教区主任司祭選出における市参事会と都市領主あるいは Patoronatsrecht (保護権) 所有者との対立の構図を描き出すことに焦点が置かれている。近年、プロソポグラフィーを用いて教区教会に務める聖職者に関する社会史的な研究もみられるようになったが (例えば S.

Graf, Das Niederkirchen- wesen der Reichsstadt Goslar im Mittelalter, Hannover 1998; M. Freiherr v. Campenhausen, Der Klerus der Reichsstadt Esslingen 1321-1531, Esslingen 1999; P. Vollmers, Die Hamburger Pfarreien im Mittelalter, Hamburg 2005)、その関心はとりわけ助任司祭の聖職禄に置かれている。

本研究は、今まであまり着目されていなかった教区主任司祭の活動に焦点を当て、一日独において未だ行われていない一教区主任司祭と市参事会の共生的関係を、市民の自治の強い帝国都市ニュルンベルクを例に実証し、その際その結果から教区教会と都市の関係を再考察することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究に必要な刊行史料にはすでに一通り目を通していたので、この研究を遂行するにあたって最も重要な作業となったのは、未刊行史料の調査であった。研究に必要な未刊行史料は、主にバイエルン州立ニュルンベルク文書館 Staatsarchiv Nürnberg に保存されていたが、同文書館は史料のデジタル化を進めておらず、また詳細な目録もインターネット上での公開は行っていないため、バイエルン州立ニュルンベルク文書館に直接赴き、史料を閲覧する必要があった。そのため2012年夏と2013年の春と夏に、それぞれ2週間~1ヶ月、ニュルンベルク市または近郊のエアランゲン市(大学の相互図書館があり電車で15~30分の距離)に滞在し、通った。

今回主に閲覧した未刊行史料は、帝国都市ニュルンベルクの市参事会外交文書を集めた写本 Rep. 61a, Briefbücher des Inneren Rats (1408から1738年までほぼ遺漏なく保存・全359巻)の中、最初から宗教改革が導入される1524年までの約90巻(1巻約250~350枚=500~700頁)である。その中から歴代の教区主任司祭に宛てられた文書を見つけ出し、複写して日本に持ち帰った。

ニュルンベルクで史料調査を行う際には、博士論文を提出したエアランゲン大学での指導教官であったバイエルン・フランケン地域史教授 Wolfgang Wüst 氏を受け入れ教官として、客員研究員の身分でエアランゲン大学の各図書館やコンンピュータルーム、地域史研究所を自由に使うことができた。エアランゲン大学の図書館では主にバイエルン、ニュルンベルク関係の二次文献も収集できた。

2012年夏には、史料調査の他に、エアランゲンで上述の Wüst 教授と、ヴュルツブルクで中世ニュルンベルクの史料に詳しい Franz Fuchs 教授と、ベルリンで中世教会史の大御所 Michael Borgolte 教授と面談し、本研究に関する情報・意見交換を行った。

また 2012 年と 2013 年の夏にはニュルンベ

ルクでの史料調査後、テュービンゲンに移動し、後期中世都市に詳しいテュービンゲン大学 Ellen Widder 教授を受入教官とし、テュービンゲン大学の客員研究員として同大学 図書館において、比較的古い刊行史料や二次文献の収集を集中して行った。(※テュービンゲンは第二次世界大戦の空襲を免れているため、古い蔵書の保存状態が非常に良い。)テュービンゲンでは Widder 教授と、テュービンゲン近郊在住のやはり中世後期都市に詳しいインスブルック大学 Mark Mersiowsky 教授と面談し、研究に関する情報・意見交換を行うことができた。

ドイツ人研究者とはEメールでコンタクトをとり続けているが、直接会って情報、意見交換を行った結果、Eメール以上の収穫が得られた。

4. 研究成果

(1) 本研究の前提として

中世のニュルンベルクは、当時ドイツでも 一、二を争う大都市であったにもかかわらず、 教区は2つしか存在しなかった。都市の中央 を流れるペグニッツ川を挟んで北側の教区 が都市の第一位の教会、聖ゼーバルト教会を 擁する聖ゼーバルト教区で、南側が第二位の 教会、聖ローレンツ教会を奉る聖ローレンツ 教区である。聖ゼーバルト教区には市参事会 議員を輩出する家系である都市門閥の多く が居住しており、聖ローレンツ教区には小商 人や手工業者の多くが住所を構えていたと いう違いがある。

本研究は教区主任司祭の人物名が史料上 確認できる 14 世紀からプロテスタントに移 行する宗教改革導入までの時期を対象とし、 以下を指標に、(A)~(C)の3つの時期 に区分し、それぞれの時期の特徴を考察した。 (A) この地域の司教座が置かれていたバン ベルクの司教座聖堂参事会の影響下にあっ た 14 世紀 (B) 市参事会が初めて教区主 任司祭職をめぐる聖職者同士の争いに介入 し、その問題が解決した 1396年 (便宜上 1400 年とする)から市参事会が教皇の月すなわち 奇数月のみ両教区教会の保護権を獲得する 1474年12月31日までの約75年間 (C) 1475年から1525/25年の宗教改革導入までの 約 50 年間

(2) 2011 年度の史料調査の成果

文書館のホームページには、調査対象であった市参事会外交文書 briefbücher des Inneren Rats (1408 から 1738 年・全 359 巻)の内、1575 年分まではカード式の索引があると示されていたが、実際に訪れたところ、この索引は不完全であることが判明し、該当期間全ての文書を閲覧する必要に迫られた。根気の要る膨大な作業であったが、2011 年の夏

の調査では、一連の史料が始まる 1408 年から 1477 年までの 36 巻を閲覧することができ、約 120 片の該当史料を見つけ出すことができた。

(3) 2012 年度の史料調査の成果

2012 年度の史料調査では、前回に引き続き 1478 年から 1524 年までに該当する 37 巻から 86 巻までを閲覧した。該当期間は前年の調査 が約 70 年間だったのに対し、今回は約 50 年間と短かったが、前回の約 120 片に対し、今 回は約 550 片という予想外の膨大な数の記録 が見つかった。

(4) 史料の調査結果のまとめと課題 ①教区主任司祭の都市のための活動

教区主任司祭に求められた役割と言えば、最初に思い浮かぶのは教区民の司牧であろう。しかし高度な都市自治を享受していた帝国都市ニュルンベルクでは、都市年代記や史料に準ずる二次文献(ニュルンベルクの所属するバンベルク司教区の年代記の代わりとして使用される J. Looshorn, Die Geschichte des Bistums Bamberg, nach den Quellen bearbeitet, 7 Bde., Bamberg 1886 - 1910や中世の教会組織に関わる史料を集めて記述された『ゲルマニア・サクラ』等)の記述から、教区主任司祭の多くが、都市の外交活動に携わっていたことが明らかとなった。

②学歴

両教区の主任司祭の経歴を、ニュルンベルクが属するバンベルク司教区の聖職者リストや Germania Sacra を用いて調査したところ、(B)と(C)の時代では、ほとんどの主任司祭が法学の学位を取得していたことが判明した。

教区主任司祭個人を研究対象とした二次 文献で、すでに一部の教区主任司祭が都市や 諸侯の使節として活動していたことは指摘 されていたが、あくまで個人の法知識や政治 的資質に基づく特異な例とみなされていた。 しかし申請者は両教区の主任司祭のほとん どが法学の学位を取得しており、多くの者が その学識を生かして都市の法律顧問を務め、 都市の外交使節として交渉を行っていたこ とを明らかにした。(5~6頁目の表1と表 2を参照)

③経歴·出自

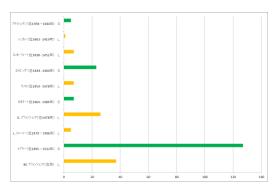
出自に関しては、従来の研究によればドイツ都市では一般に都市門閥出身者が好まれる傾向があるとされてきたが、バンベルク司教区聖職者リストや Germania Sacra、ニュルンベルクの都市貴族の家系図から明らかとなったのは、ニュルンベルクでは都市第二位の聖ローレンツ教会には早くからその傾向が現れるものの、都市門閥のほとんどが居住し政治的中心地に建つ都市第一位教会聖ゼ

ーバルトでは、出自よりむしろ皇帝顧問官や 教皇庁書記長を経験した皇帝や教皇と関係 の深い聖職者が選ばれていたことである。

以上、刊行史料から都市と聖職者の共生的な関係の一端が実証されたが、年代記等の刊行史料からは教区主任司祭が都市使節団のメンバーに加わっていたという事実確認ののみが可能であった。そのため詳細を未刊行史料の市参事会外交文書 briefbücher des Inneren Rats にて行った。(5~6頁目の表1と表2を参照)

④文書数からの分析

市参事会から教区主任司祭に宛てられた文書の総数を下記のグラフにまとめた。



緑:聖ゼーバルト教会教区主任司祭 橙:聖ローレンツ教会教区主任司祭

主任司祭が受け取った文書数と所属教会や任期の長さに相関関係は見られない。例えば都市第二位の教会である聖ローレンツ教会の主任司祭で1年も在職も在職しなかったゲオルク・プフンツィンクに対して26通もの文書が送付されており、1396年から1444年という48年間の長きに渡って聖ゼーバルト教会の教区主任司祭職を務めたアルブレヒト・フライシュマンが受け取った文書はわずか5通である。発行された日付を追うと、在任期間中コンスタントに文書が送られているのではなく、特定の時期に集中する傾向がみられた。

⑤教区主任司祭に求められた活動 (例)

現在、投稿論文を執筆中のため、未刊行史 料の分析結果の詳細は、本報告書においては、 中間発表の場として選んだ西洋中世学会第 4 回大会ポスターセッションでの報告内容に 補足を加えただけにとどめる。

上述の聖ゼーバルト教会主任司祭フライシュマンが受け取った文書数はわずか5通だが、そのどれもがコンスタンツ公会議(1414年~1418年)の開催期間中であった。フライシュマンはニュルンベルク市の法律顧問官も務めていた聖職者であるが、聖ゼーバルトの教区主任司祭の職を得る前には国王書記長や国王顧問を務めた国王サイドと大変関係の深い人物である。1415年には、病気のバ

ンベルク司教の代理として公会議に出席し ていていたが、この時ニュルンベルクの使節 団にはフライシュマンに替わって聖ローレ ンツ教会の教区主任司祭ョハン・レンカーが 参加していたと思われる。レンカー宛の文書 は1通しか確認できないが、日付は1415年 で、この文書の中で市参事会は、公会議の経 過を知らせてくれたことに対する感謝を示 し、引き続き公会議の経過を報告するよう求 めている。市参事会は聖職者しか参加できな い公会議の内容を教区主任司祭に報告する よう求め、特に国王サイドとのコネクション のあるフライシュマンには、公会議の経過以 外にも、国王や王弟オーストリア大公の動向 に関する情報を求めている。15世紀のニュル ンベルクでは、市参事会は教区主任司祭に対 し、彼らが持つ知識と人脈の都市のための活 用を期待していたと言える。

⑥今後の課題

今回は予想外に数多くの史料が見つかり、すべてが初期新高ドイツ語という古い時代のドイツ語で書かれた手書きの文書であるため、2年間では史料収集に終わってしまった観がある。近い将来に必ず史料分析の成果を数本の論文にまとめ、投稿する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

① 原田晶子、共生の観点からみる中世後期ドイツ都市における聖職者の役割ー教区主任司祭を例に(科研費プロジェクトの紹介)、2012年6月、西洋中世学会第4回大会ポスターセッション(於慶應義塾大学)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等

http://researchmap.jp/harada2006wm/

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

原田 晶子 (HARADA, AKIKO)

東京大学·大学院総合文化研究科·教務補 佐昌

研究者番号: 70608653

表1:聖ゼーバルト教会教区主任司祭

在任期間	教区主任司祭名	出自	博士号	経 歴
1300 – 1307	ハインリヒ・トゥッテンシュテッター			バンベルク司教区の司祭
	オットー・フォン・オルラミュンデ			バンベルク司教座聖堂参事会員(付属神 学校校長)
1311 - 1322	ヘルマン・フォン・シュタイン			バンベルク司教座聖堂参事会員・司教付 礼拝堂助任司祭
1337 - 1347	ギュンター・フォン・アウ フゼス			バンベルク司教座聖堂参事会員
1352	フリードリヒ・フォン・カ ステル			バンベルク司教座聖堂参事会員
1355 - 1379	アルブレヒト・クラウタ	兄は市長?		
1379 - 1391	ヴォルフラム・デュル	都市門閥?		バンベルク司教座聖堂参事会員・バンベ ルク司教総代理
1391 - 1394	コンラート・ザウアー			アイヒシュテッテ司教区の司祭
1394— 1444	アルブレヒト・フライシュ マン		法学?	国王書記長・国王顧問官・ニュルンベル ク法律顧問
1444 - 1464	ハインリヒ・ロイビンク		ローマ法・ 神学	教皇庁書記長・皇帝書記長・皇帝顧問官
1464 - 1484	ヨハン・ロホナー	名望家家系	両法学 · 神学	皇帝顧問官・教皇侍従
1484 - 1495	マルクス・ヒルシュフォ ーゲル	第③門閥	両法学	
1495 - 1512	エラスムス・トプラー	第③門閥	両法学	国王/皇帝顧問官・教皇庁書記長
1512 - 1521	メルキオール・プフィン ツィンク	第①門閥		皇帝顧問官・皇帝第一書記長
1521 - 1533	ゲオルク・ペスラー	非門閥	両法学	ニュルンベルク法律顧問

表2:聖ローレンツ教会教区主任司祭

<u> </u>	1ーレング教会教区王1	다 비 <u>까</u>	T	1
在任期間	教区主任司祭名	出自	博士号	経 歴
1315	マイスター・ウルリヒ			バンベルク聖ヤコブ聖堂参事会員・司教 付礼拝堂助任司祭
1334-1340	ハインリヒ・シュペート・			バンベルク司教座聖堂参事会員・司教
	フォン・ヴァイミンゲン			座聖堂聖歌隊長
1341-1354	マイスター・コンラート			バンベルク聖シュテファン聖堂参事会 員・司教付礼拝堂助任司祭
1361-	ヴァルター(フォン・シュ			
(†1364)	トライトベルク?)			バンベルク司教座聖堂参事会員?
1384–1386	コンラート・シュテル・フォン・オストラハ			バンベルク司教座聖堂参事会員
1390-1402	(フリードリヒ・ハイデ ン?)	(都市門閥家 系?)		バンベルク司教座聖堂参事会員・バンベ ルク司教総代理
1396	(ヴィルヘルム・シュプ レンガー?)			(ヴュルツブルク聖ヨハネス聖堂参事会 員?)
1403 -	ヨハン・レンカー		(M. A.)	バンベルク聖ガンゴルフ聖堂参事会員・ 司教書記官
1419-1438	ハインリヒ・タンドルファ —	名望家家系	教会法	バンベルク聖ヤコブ聖堂参事会員
1438	ヨハン・フォン・エーエン ハイム		教会法	バンベルク司教座聖堂参事会員・司教 総代理
1438 - 1452			両法学·	バンベルク司教付礼拝堂助任司祭・二ュ
	コンラート・コンホーファ		神学•	<mark>ルンベルク法律顧問・</mark> レーゲンスブルク
	_		医学	司教座聖堂主席司祭
1454 - 1478	ペーター・クノル		教会法	アンスバハ-ブランデンブルク辺境伯顧問官
1478	ゲオルク・プフィンツィ ンク	第①門閥	教会法	マインツ大学尚書院長・ニュ ルンベルク <mark>法律顧問</mark>
1478 - 1496	ローレンツ・トゥーハー	第①門閥	教会法	
1496 - 1504	シクトゥス・トゥーハー	第①門閥	両法学	インゴルシュタット大学総長・ニュルンベ ルク法律顧問
1504-1513	アントン・クレス	第②門閥	両法学	
1513-1520	ゲオルク・ベーハイム	非門閥	神学 (Lic.)	マインツ大学神学教授
1520 –	ヘクトール・ペーマー	第②門閥	両法学	